

## いわて健康経営事業所認定制度実施要綱

### (目的)

第1 県と企業、医療保険者等が連携して働き盛り世代の健康づくりを推進するため、「健康経営」に積極的に取り組む事業所等を知事が認定し、その取組を協働して支援することにより、県内事業所における健康経営の実践的な取組の一層の促進を図ることを目的とする。

### (対象)

第2 本制度の対象とする事業所等とは、県内において事業活動を行う企業、法人及び団体をいう。

### (定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号の定めるところによる。

- (1) 健康経営 従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいう。
- (2) 健康経営宣言 事業所等の代表者が健康経営に取り組む旨を文書等に明文化し、社内外に発信することをいう。
- (3) 健康経営宣言事業所 健康経営宣言を実施し、当該制度の登録を受けた事業所等をいう。
- (4) 健康経営認定事業所 第7に定める認定を受けた事業所等をいう。
- (5) 協力保険者 本制度を県と協力して実施することに合意した医療保険者(全国健康保険協会岩手支部、健康保険組合連合会岩手連合会等)をいう。

### (登録)

第4 認定を受けようとする事業所等は、加入している協力保険者が実施する健康経営宣言に関する事業に登録するものとする。ただし、既に当該事業に登録している場合は、この限りでない。

### (申請)

第5 認定を受けようとする健康経営宣言事業所(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、認定申請書(様式第1号)に当該年度における取組状況等を記載した評価シート(様式第2号)を添付し、知事に申請するものとする。

### (認定基準)

第6 知事は、申請者のうち、別表に定める認定基準をすべて満たす事業所等を「いわて健康経営認定事業所」として認定するものとする。

(認定)

第7 知事は、申請書の内容等を審査し、第6の認定基準を満たすと認められる場合は、申請者にその旨を通知して、いわて健康経営認定事業所認定書（様式第3号）（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 認定の有効期間は、認定した年度の末日までとする。

3 健康経営認定事業所は、別に定めるロゴマークを使用することができるものとする。

(取組状況の調査)

第8 知事及び協力保険者は、本制度の運用にあたり、必要に応じて、健康経営認定事業所及び健康経営宣言事業所（以下「健康経営認定事業所等」という。）における取組状況を調査することができるものとする。

2 健康経営認定事業所等は、前項に定める調査に協力するものとする。

(健康経営認定事業所等への支援)

第9 知事及び協力保険者は、健康経営認定事業所等が行う従業員等への健康づくりに関する取組に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 健康経営認定事業所等が行う健康経営に関する取組を広報すること。

(2) 健康情報や健康イベント等の情報を提供すること。

(3) その他、健康経営の推進のための支援をすること。

(表彰)

第10 知事及び協力保険者は、健康経営認定事業所等のうち、その取組実績が優良で他事業所の模範となり、今後も継続した取組が期待できる事業所等について、別に定めるところにより表彰する。

(変更の届出)

第11 健康経営認定事業所は、認定内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届（様式第4号）を知事に届けなければならない。

(認定等の辞退)

第12 健康経営認定事業所は、健康経営に関する取組を継続できなくなった場合等、認定を辞退したいときは、辞退届（様式第5号）を知事に届けなければならない。

(認定等の取消し)

第13 知事は、健康経営認定事業所が基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他健康経営認定事業所として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して健康経営認定事業所にその旨を通知するものとする。
- 3 認定の取消しを受けた場合、健康経営認定事業所は、速やかに認定書を知事に返納するとともに、ロゴマークの使用を中止するものとする。

(所掌)

第14 この要綱に関する事務は、岩手県保健福祉部健康国保課において所掌する。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月22日から施行する。
- 2 令和3年度認定（認定の有効期間が、令和4年3月31日までのもの）については、別表「認定基準」のうち3②は適用しないこととする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月25日から施行する。
- 2 令和4年度認定（認定の有効期間が、令和5年3月31日までのもの）については、別表「認定基準」のうち3②は適用しないこととする。

(別表)

認定基準

|   | 項目                     | 認定基準   |
|---|------------------------|--|
| 1 | 定期健診受診率（実質100%）        | 次のいずれかに該当すること<br>① やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が100%であること<br>② 受診率が95%以上100%未満、または、定期健康診断の対象者数が20人未満の事業所等で未受診者が1人の場合は、未受診者に対して早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること |
| 2 | 受診勧奨の取組                | 定期健康診断等の結果、再検査や精密検査等が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取組又は制度があること   |
| 3 | 食生活の改善、運動機会の増進などに向けた取組 | ① 従業員の健康課題を把握し、従業員の食生活の改善や、運動機会の増進などに向けた取組を継続的に行っていること<br>② 社内の健康イベント等の取組又は外部機関主催の健康イベント等への組織としての参加を、1年度に少なくとも1回以上定期的に行っていること  |
| 4 | 受動喫煙対策に関する取組           | 健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の必要な措置（敷地内禁煙、建物内禁煙又は喫煙専用室の設置等）が講じられていること  |
| 5 | 管理職又は従業員に対する教育機会の設定    | 次のいずれかに該当すること<br>① 1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした従業員研修を実施している又は外部機関主催の研修等に参加させていること<br>② 少なくとも1か月に1回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行い、周知を図っていること                         |